



平成 30 年 4 月 27 日
自動車局 技術政策課

公道を走行するカートの安全基準を強化します

－ 道路運送車両の保安基準等の一部改正について －

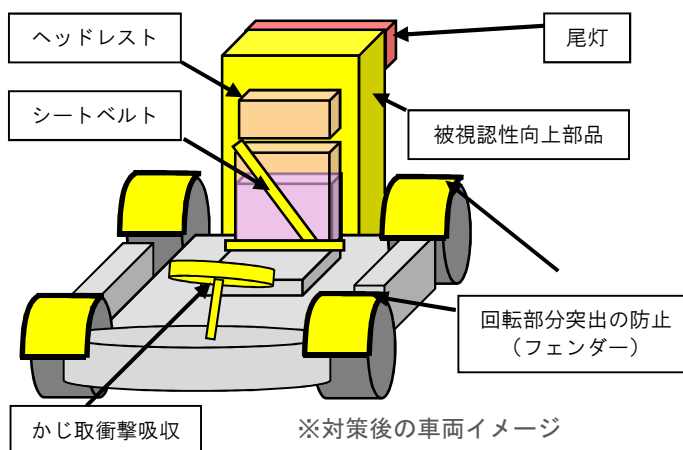
公道を走行するカートについて、他の交通からの視認性の向上及びシートベルトの設置義務化等の安全確保策を講じるため、道路運送車両の保安基準等を改正し、四輪原動機付自転車等の安全基準を拡充・強化します。

公道を走行するカートについては、外国人観光客を中心とした運転者による利用が増加していますが、それに伴い、都内をはじめ複数の事故が発生しているところです。

こうした状況を踏まえ、今般、当該カートについて、他の交通からの視認性の向上及びシートベルトの設置義務化等の安全確保策を講じるため、道路運送車両の保安基準等を改正し、四輪原動機付自転車等の安全基準を拡充・強化します。

1. 保安基準等の主な改正項目（※ 改正の詳細については別紙をご覧ください。）

- (1) 他の車両からの視認性の向上対策
 - ・ 被視認性向上部品の設置義務化
 - ・ 夜間被視認性向上灯火器の義務化
- (2) 乗員保護に関する安全性向上対策
 - ・ 座席ベルトの装備義務化
 - ・ 頭部後傾抑止装置の装備義務化
 - ・ かじ取り衝撃吸収構造の義務化
- (3) その他の安全性向上対策
 - ・ 回転部分の突出を禁止



2. 公布・施行

公布 : 4月27日(本日)

施行 : 4月27日(※各基準の適用日については別紙参照)

問い合わせ先

自動車局 技術政策課 齋藤、中里

代表: 03-5253-8111(内線 42255)

直通: 03-5253-8591、FAX 03-5253-1639